

ケアプランニングセンターの単位について

○サービス単位 1単位=10.35円

○居宅介護支援費

	要 件	単 位	
居宅介護支援費（Ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が40件未満の場合。	要介護1・2	1,000単位/月
		要介護3・4・5	1,300単位/月
居宅介護支援費（Ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が40件以上60件未満の場合、40件を超えた部分について適用。	要介護1・2	500単位/月
		要介護3・4・5	650単位/月
居宅介護支援費（Ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数が40件以上60件以上の場合、41件を超えた部分について適用。	要介護1・2	300単位/月
		要介護3・4・5	390単位/月

○加算（当事業所は特定事業所加算（Ⅱ）を取得しております。（平成23年4月1日現在））

項目	加算要件	単位等	
初回加算		300単位／月	<input type="checkbox"/>
(1) 特定事業所加算（Ⅰ）	① 主任介護支援専門員を配置していること。 ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。 ④ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～5である者の割合が5割以上であること。 ⑤ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。 ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑩ 介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が40件以上でないこと。	500単位／月	<input type="checkbox"/>
(2) 特定事業所加算（Ⅱ）	特定事業所加算（Ⅰ）の③、⑤、⑨及び⑩を満たすこと、主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。	300単位／月	<input type="checkbox"/>
医療連携加算	利用者1人につき1回を限度とする。	150単位／月	<input type="checkbox"/>
(1) 退院・退所加算（Ⅰ）	入院期間又は入所期間が30日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めること、その他の連携を行った場合。	400単位／日	<input type="checkbox"/>
(2) 退院・退所加算（Ⅱ）	入院又は入所期間が30日を超える場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めること、その他の連携を行った場合。	600単位／日	<input type="checkbox"/>
認知症加算		150単位／月	<input type="checkbox"/>
独居高齢者加算		150単位／月	<input type="checkbox"/>
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位／月	<input type="checkbox"/>